

納付が困難なときはご相談を 国民年金保険料の免除・若年者納付猶予制度

経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方には、申請手続きによって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

■保険料免除制度（全額免除・一部免除）

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が全額または一部免除されます。申請後、所得の審査がありますので、市県民税が未申告の方は、所得の申告が必要です。

なお、一部免除については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

承認期間は、原則として毎年7月から翌年6月までの1年間ごとです。

◆所得の基準の目安 前年所得が、次の基準額以下であること。

| | | |
|-------|-----------------------|-------------------------|
| 全額免除 | (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 | } + 扶養親族等控除額+社会保険料控除額など |
| 3/4免除 | 78万円 | |
| 半額免除 | 118万円 | |
| 1/4免除 | 158万円 | |

※所得の基準は、変更される場合があります。

◆免除期間の年金額 保険料を全額納付した場合と比較して、次の通りです。

| | 平成21年3月以前の免除期間 | 平成21年4月以降の免除期間 |
|-------|----------------|----------------|
| 全額免除 | 年金額：1/3 | 年金額：1/2 |
| 3/4免除 | 年金額：1/2 | 年金額：5/8 |
| 半額免除 | 年金額：2/3 | 年金額：3/4 |
| 1/4免除 | 年金額：5/6 | 年金額：7/8 |

※保険料の免除にかかる国庫負担割合は、法律改正により、平成21年4月以降の期間について、3分の1から2分の1に引き上げられました。

■若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として毎年7月から翌年6月までの1年間ごとです。

◆所得の基準の目安 前年所得が、(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円以下であることが条件です(所得の基準は、変更される場合があります)。

※納付猶予の期間は、年金を受給するために必要な期間(300ヵ月)に算入されますが、年金額の計算には反映されません。

※学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

■保険料の追納

申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間について、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。ただし、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を納める場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの納付をお勧めします。

■申請の手続き

7月1日(金)から、市民課保険年金係または多治見年金事務所、平成23年度分(平成23年7月から平成24年6月)を受け付けます。また、平成22年度分(平成22年7月から平成23年6月)の免除は、8月1日(月)が受付期限になります。

※国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭われた方や障がい者、寡婦の方はご相談ください。

◆持ち物

▷年金手帳 ▷印鑑(本人が署名する場合は不要)

▷退職を理由として申請する場合は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など ▷前年の所得状況が明らかにできる書類(平成22年度の市県民税が土岐市で課税されている方は不要)

■問い合わせ 市民課保険年金係(内線137・138)または多治見年金事務所(☎0255)

お忘れなく！ 年1回は特定健診の受診を

市では、国民健康保険に加入している方を対象に、生活習慣病予防のための健診と、その結果に基づいた保健指導を行っています。6月1日には、40〜64歳の方に、特定健診の受診券を郵送しました。受診期限は、9月30日(金)までとなります。この期間を過ぎると特定健診を受診できなくなりますので、お早めに受診してください。

また、65〜74歳の方には、8月末に受診券を郵送します。受診期間は、9月から12月までです。

「自分は健康だから関係ない」と思っていないませんか？自身の健康管理と、生活習慣病の早期発見・予防のために、年1回は特定健診を受診しましょう。

■問い合わせ 市民課保険年金係(内線133)